

## 山口県困難女性及びDV被害者等支援調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 困難な問題を抱える女性の支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下、「困難女性支援法」という。）第15条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下、「DV防止法」という。）第5条の2の規定により、困難な問題を抱える女性やDV被害者等に関する支援を適切かつ円滑に実施することを目的として、山口県困難女性及びDV被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換
- (2) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援の内容に関する協議
- (3) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援のための連携の推進
- (4) 前号に掲げるもののほか、困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援のために必要な事項

### (組織)

第3条 支援調整会議は、別表1～4に掲げる関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性やDV被害者等への支援に関する職務に従事する者その他関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

2 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、専門家会議によって組織する。

### (代表者会議)

第4条 代表者会議は、関係機関等の円滑な連携を確保し、困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援施策の方針等を検討し、第5条に規定する実務者会議及び第6条に規定する専門家会議の活動状況の把握を行うものとする。

2 代表者会議は、別表1に掲げる関係機関等に属する委員により構成する。

### (実務者会議)

第5条 実務者会議は、次に掲げる部会を置き、困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援に関する関係機関等の情報交換、事例検討、課題に関する事項を所掌する。

- (1) 連携部会
- (2) 市町部会

2 連携部会の部会委員は、別表2に掲げる関係機関等に属する委員により構成する。

3 市町部会の部会委員は、別表3に掲げる関係機関等に属する委員により構成する。

4 連携部会は必要に応じて、困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援上の課題の協議・検討を実施するためのワーキンググループを設置することができる。

5 連携部会及び市町部会は必要に応じて、個別の支援対象者について、直接関わりを有している機関の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するための個別ケース検討会議を開催することができる。

(専門家会議)

第6条 専門家会議は、性暴力被害に係る証拠物の取扱について協議・検討するものとする。

2 専門家会議は、別表4に掲げる関係機関等に属する委員により構成する。

(調整機関)

第7条 支援調整会議における調整機関は、山口県環境生活部男女共同参画課及び山口県男女共同参画相談センターとする。

2 調整機関は、支援調整会議に関する事務を総括するとともに、困難な問題を抱える女性及びDV被害者等に対する支援が適切に実施されるよう、支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、会議の開催及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 支援調整会議の委員及び委員であった者は、困難女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定により、正当な理由なく、支援調整会議の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営について必要な事項は、支援調整会議内の協議において別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 支援調整会議 代表者会議 関係機関等 (第4条関係)

山口県弁護士会	
日本司法支援センター山口地方事務所	
山口県医師会	
山口県産婦人科医会	
山口県社会福祉協議会	
山口県公認心理師協会	
山口女性サポートネットワーク	
山口被害者支援センター	
山口県立総合医療センター	
山口県立こころの医療センター	
山口地方裁判所	
山口家庭裁判所	
山口地方法務局	
山口労働局	
山口市福祉事務所	
宇部市配偶者暴力相談支援センター	
山口県環境生活部県民生活課	
山口県健康福祉部厚政課	
山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課	
山口県福祉総合相談支援センター児童相談部 (中央児童相談所)	
山口県福祉総合相談支援センター精神保健福祉部 (精神保健福祉センター)	
山口県教育庁学校安全・体育課	
山口県警察本部人身安全・少年課	
山口県警察本部警察県民課	
調整機関	山口県環境生活部男女共同参画課
	山口県男女共同参画相談センター

別表2 支援調整会議 実務者会議 連携部会 関係機関等（第5条第2項関係）

山口県弁護士会	
日本司法支援センター山口地方事務所	
山口県医師会	
山口県産婦人科医会	
山口県社会福祉協議会	
山口県公認心理師協会	
山口女性サポートネットワーク	
山口被害者支援センター	
山口県立総合医療センター	
山口県立こころの医療センター	
山口市福祉事務所	
宇部市配偶者暴力相談支援センター	
山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課	
山口県福祉総合相談支援センター児童相談部（中央児童相談所）	
山口県福祉総合相談支援センター精神保健福祉部（精神保健福祉センター）	
山口県教育庁学校安全・体育課	
山口県警察本部人身安全・少年課	
山口県警察本部警察県民課	
調整機関	山口県環境生活部男女共同参画課
	山口県男女共同参画相談センター

別表3 支援調整会議 実務者会議 市町部会 関係機関等 (第5条第3項関係)

宇部市配偶者暴力相談支援センター	
山口市福祉事務所	
下関市福祉部福祉政策課	
宇部市市民環境部人権・男女共同参画推進課	
山口市地域生活部人権推進課	
萩市市民部市民活動推進課	
防府市福祉部福祉総務課	
下松市健康福祉部人権推進課	
岩国市総務部人権課	
光市環境市民部人権推進課	
長門市市民生活部市民活動推進課	
柳井市総合政策部政策企画課	
美祢市市民福祉部福祉課	
周南市環境生活部人権推進課	
山陽小野田市協創部市民活動推進課	
周防大島町政策企画課	
和木町企画総務課	
上関町総務課	
田布施町総務課	
平生町地域振興課	
阿武町総務課	
山口女性サポートネットワーク	
山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課	
山口県福祉総合相談支援センター児童相談部 (中央児童相談所)	
山口県警察本部人身安全・少年課	
調整機関	山口県環境生活部男女共同参画課
	山口県男女共同参画相談センター

別表4 支援調整会議 専門家会議 関係機関等 (第6条関係)

山口県産婦人科医会	
山口県被害者支援センター	
山口県立総合医療センター	
山口県地方検察庁	
山口県警察本部警察県民課	
山口県警察本部刑事企画課	
山口県警察本部捜査第一課	
調整機関	山口県環境生活部男女共同参画課
	山口県男女共同参画相談センター